

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（第5回）

議事要旨

1. 議事

- (1) 特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムの検討状況について
- (2) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する報告素案について
- (3) その他

2. 質疑応答

- (1) 特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムの検討状況について
委員からの意見なし

- (2) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する報告素案について

※ 頁番号は、第5回時点のもの

- 全ての先生に特別支援教育の経験をしてもらうという点について、現場で働くことが最も理解を深めるものであり、教師の側からだと思いが、子供の側からすると、経験の無い先生に指導されるのは迷惑ではないか。特別支援教育の世界は専門性が求められ、その専門性は数年かけて涵養される。教育委員会が経験の浅い教員を支える仕組みを整える点を追記すべきではないか。(P13〈具体的方向性〉2ポツ)
- 全国特別支援学級・通級指導教室設置校長会による切実な声を踏まえた御提案はなるほどと思うが、樋口委員の御意見然り、法的な制約はなくとも、学級規模や学級数によっては、報告内容にあるような教員を配置できるのかという懸念がある。10年目までに、特別支援学級や通級担当を複数年経験するという点について、「授業担当」も入れると達成しやすくなるのではないか。(P13〈具体的方向性〉2ポツ)
- 専門は視覚障害だが、NISEの事業で日本人学校支援にも携わっていた。その際強く感じるのは、日本人学校における特別支援教育の推進においては、特別支援教育コーディネーターの果たす役割の大きさ。指名されても、具体的にどのように動くのか、校内体制をどのように整備するのかが理解されていない。文科省から派遣した教員が、特別支援学校で特別支援教育コーディネーターをしており、赴任した特別支援学校で校内の推進体制を構築し、支援の必要な子供への支援がスムーズになり、特別支援学級の設置にまで至った事例がある。特別支援教育コーディネーターとの人事交流について、追記すると良いのではないか。(P15(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)〈具体的方向性〉)

→日本人学校にも特別支援教育コーディネーターを配置すべきという意見か。

→それもあるが、実際に小中学校の特別支援教育コーディネーターになる人材について、特別支援学校で特別支援教育コーディネーターを経験した人が人事異動で配置されると良

いのではという意見。

- 大学教員の立場から、基本的な方向性は賛同。実務家教員に関する提案など、大学養成段階で実践的な指導が出来る能力を身に着けるといふ点については、養成段階で果たすべき役割として考慮すべきという一方、養成段階には開放制の原則があるため、例えば、課程認定は受けているが養成を目的とした大学ではない筑波大学のような例もある。学生の養成にどのようにコミットするかということを考える際、理論的な枠組みで物事を捉えるという点を指導すべき。例えば、自立活動なども、学術的にはどのように考えるのかといった点を大学側として教授することが大事。筑波大学では教員経験がない教授がほとんどを占めており、この基本的な方向性を否定するものではないが、これだけで議論するものでもないと考えている。現場の先生から厳しい声もあるという点も承知し、反省もある。(P21 (教育委員会との連携による実践力の養成) 〈具体的方向性〉 1 ポツ)
 - 教員養成大学において理論と実践のバランスが重要。現在の大学人事は硬直化しており、現場にフィットする人材を大学教育に入れられていないのではという指摘と認識。教員にとってもスキルアップにもなるし、大学側は現場の状況が理解できるため、大学と教育委員会の人事交流を積極的に活用してはどうか。(P21 (教育委員会との連携による実践力の養成) 〈具体的方向性〉 1 ポツ)
 - 本日の報告の内容について、障害のある子供の理解の観点で、多様な理論を否定するものではなく、特別支援教育を担う教師を養成する際の重要な点を指摘した。
 - 特別支援教育の教員養成に関し、教職大学院は良い制度だと考えている。教職大学院が定員割れし、応募が少ないと聞いた。現場の教員が教職大学院に行きやすい制度をつくらなければならないのではないか。(P21 (教育委員会との連携による実践力の養成) 〈具体的方向性〉 3 ポツ)
- 特別支援教育へのニーズは非常に高い。学習指導、生徒指導、ICTと並ぶ力として特別支援の能力が求められる。是非、教職大学院の観点についても強く書いていただきたい。
- 本報告と特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの関係について (P23)
- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは報告の付属資料としての位置づけであるが、策定スケジュールは2段階となる。
- 小中学校等の特別支援教育コーディネーターについて、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」(平成29年3月改訂)等でも示したように、実態把握・情報収集・巡回指導員との連携等が大きな役割。令和3年1月の有識者会議報告でも、関係機関との連携等が記載されている。特別支援教育コーディネーターと関係機関との連携について追記すべきではないか。(P15 (小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実) 〈具体的方向性〉 2 ポツ)
 - 大学における実務家教員の登用については、人事交流で入れていくというのは非常に良い考え。岡山県と岡山大学は協定を結んでいる。(P21 (教育委員会との連携による実践

力の養成）〈具体的方向性〉3 ポツ）

- 私の知る限り、文科省は、最近、バックグラウンド・実務経験・研究内容を調査・審査する傾向になっているように感じる。これ自体は良いことだと思うが、例えば、私のような視覚障害教育に関わる大学教員は少ないので、認定講習や他大学の臨時講師の依頼が非常に多くなる。大学ごとに事情があると思うが、認定講習については現職の特別支援学校の管理職が担ってもいいのではないか。（P21（教育委員会との連携による実践力の養成）

〈具体的方向性〉1 ポツ）

- NISEのコンテンツの充実に関しては、NISEにいる人の背景も重要。視覚障害で言うと、学校現場の方がいないのが現状。理論と現場のバランスが重要ではないか。（P22）
 - 「IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性」については、教師別に記載しているが、教師を支える仕組みのセンター的機能の推進として1つ項目を立てられないか。
 - 「はじめに」のところに、インクルーシブ教育の構築が求められているという点を記載できないか。（P3）
 - また、「おわりに」の2つ目の○に、社会モデル的な視点、環境側が変わるべきという視点を記載できないか。（P26）
 - P17の特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの位置付けについて、「国は、小学校等における特別支援教育コーディネーターの状況も踏まえ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。」と記載されているが、の見通しはあるか。
- 昨年、学校教育法施行規則の一部改正により、学校教育法施行規則上に医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員を位置づけた。機会があれば、特別支援教育コーディネーターの設置の状況も見つつ、同様に学校教育法施行規則上位置付けるということをあり得るため、本検討会議でも検討していければという趣旨。
- 教師を支える仕組みについて、充実するには複数の人の連携が重要。長野県の小学校では特別支援教育コーディネーターを複数指名している。可能な限り、複数の者が連携することが重要。巡回型が増加することを踏まえると、通級指導の専門性継承は難しいと思うが、複数で協力・連携することにより、専門性向上を図るなど、文言を入れられないか。
 - 教師が学び合うという点で、通級担当が少なく学び合えない環境にあるが、東京の拠点校方式などでは、比較的学び合う体制を構築出来る。
 - 経験のある指導力のある教師やアドバイザーが指導出来れば良いのではないかという意見があった。特別支援学級や通級担当教員を支える仕組みについて追記をお願いしたい。
 - 特別支援学校を含め、特別支援教育コーディネーターの役割は大きい。学校教育法施行規則一部改正については大賛成。
 - インクルーシブ社会の追記に関する森委員の指摘は重要。そうした大きな流れを受け、教師の一番の能力の一つとして特別支援教育があるという位置づけであり、追記は当然

の流れかと思う。資源は限られているので、また新たな負担が純増すると理解されないように、特に学校関係者以外に認めてもらうよう、社会が変わっているという点を記載したい。P3「はじめに」、P26「おわりに」

- 学校現場の教員の資質向上に関連し、札幌市などでは、交換授業に加え、研究授業を実施していた。
- 研究所の職員は、研究畑の人もあるが、研修で学校現場と一緒にその悩みに添えるような取組もしている。研究員の質の向上も図っているので、ご理解頂きたい。